

小選挙区制・政党法に反対し、日本の民主主義を守ろう

政府・自民党は、第8次選挙制度審議会が答申した小選挙区制を中心とする選挙制度の改定と政党法の実現を「不退転の決意」で強行しようとしている。しかし、今回の選挙制度審議会は、田中内閣当時の第7次審議会以後の「選挙制度は直接国会論議で決める」とした政府みずからの見解を放棄し、急遽お手盛りによって作られたものといわざるをえない。

本来、国会が代議制度をとる以上、その選挙制度としてもっとも強く要求されるのは、国民の意見が正しく反映されることであり、それなくしては憲法にうたわれる主権在民の保障がなくなるといわなければならない。そして、小選挙区制なるものが、選挙制度の中ではもっとも大政党にとって有利であり、かつもっとも大量に「死票」を生ずるものであることは、論理的にも明らかであり実証済みである。すでに各方面の試算によっても、今回の答申にもとづく選挙では、比例代表制が加味されているとはいえ、40パーセント台の得票で憲法を改定するに足る3分の2以上の議席を第1党が占めるといわれる。まさに自民党の党利党略に沿った答申が出されたといわねばならない。

審議会はまた、政治活動に公費負担の考えを導入することで「金のかからない政治」をうたい、そのためには政党の要件などを決める政党法が必要なことも答申した。これもかねてより自民党が小政党を潰そうとして考えてきた路線に迎合するものである。それは憲法にある結社の自由、思想信条の自由に重大な制限を加えるものであることは明らかである。

ふりかえってみれば、小選挙区制と政党法のたくらみは、鳩山内閣、田中内閣時代にも出された自民党の本来的な野望である。先の参議院選挙において半数割れを喫したことにより、自民党は臆面もなく三たびその強行を図ろうとしている。しかも今回の内容は、田中内閣時代に国民の猛反対で挫折させられたものとほとんど変わらないものである。ところが今回は、審議会メンバーに会長の読売新聞社社長をはじめ大新聞社の幹部や新「連合」会長など、マスコミ・労働界の人までも配置して、たくみな世論操作を行おうとしてきた。そのためか、田中内閣時代にはこぞって反対の意思表示をしていた大新聞社が軒並みその社説などで肯定的評価をしており、事態は重大な局面をむかえようとしている。

われわれは、小選挙区制や政党法の導入が単なる政党間における利害関係の問題ではなく、憲法に示される主権在民や思想信条・結社の自由など、わが国における国民の基本的権利、ひいては人類の進歩と平和のためにも重大な危険をもたらすものであると考える。自民党が憲法を変え、第9条を改悪しようと

していることは、彼ら自身が公言してはばからない事実である。

われわれは、このような危険な策動を断じて認めるわけにはいかない。小選挙区制と政党法の導入に強く反対するとともに、同時にマスコミ・言論界が政府・自民党に正しい批判を行うよう要望するものである。またこのことを広く国民に訴え三たびその野望を挫折させるよう全力をあげて奮闘するものである。

1990年5月27日

日本科学者会議第25回定期大会